

農地の集積・集約化を支援する 「機構集積協力金」のお知らせ

担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む「地域」や「農地所有者」を補助金により支援します。

「機構集積協力金」の詳細は、国の「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」において規定されておりますので、申請にあたっては、お近くの市町農政担当課または県農業農村振興事務所へお問い合わせいただき、実施要綱に則って申請ください。

【 目 次 】

1. 地域集積協力金（地域への支援） P.2
2. 集約化奨励金（地域への支援） P.5
3. 経営転換協力金（農地所有者等への支援） . . . P.7
4. 配分基準 P.8
5. 用語説明 P.9

1 地域集積協力金

対象地域

機構にまとまった
農地を貸し付ける
地域



担い手への農地集積に取り組む地域を支援します。

(1) 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

- ア 同一市町内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれていること。
(令和5年度、令和6年度においては、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域を含む。)
- イ 構成戸数が複数戸であること。
- ウ 農地面積が農地台帳により明確であること。

(注) 2回目以降の交付申請を予定している地域は、初めて交付を受けた際の「地域」と原則同一であること。

(2) 交付要件

以下のいずれか一方を満たすことが必要です。

- ア 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。
- イ 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域および樹園地については0.5ha以上、以下同じ)の団地面積の割合が、R5.2月末からR6.2月末までに10ポイント以上増加すること。

(3) 交付単価、交付対象面積

以下のア「機構の活用率」に応じて定められるイ「交付単価」に、ウ「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

$$\text{ア 機構の活用率} = \frac{\text{令和6年2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

イ 交付単価

	機構の活用率(累積)		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

(注) 区分1の地域の場合は、機構への貸付総面積に占める1ha以上の団地面積が10%以上であることが必要。

(注) 過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の区分より高い区分で取り組む場合に交付。

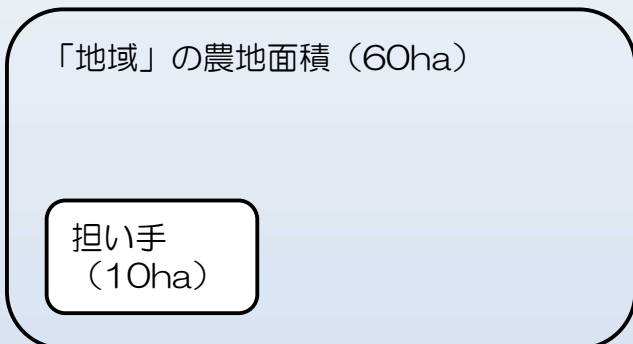
$$\text{ウ 交付対象面積} = \left[\begin{array}{l} \text{令和5年3月から令和6年2月末までに} \\ \text{機構に貸し付けられた農地面積} \end{array} \right] - (\text{再貸付面積}) \\ - (\text{貸付期間6年未満の農地面積}) - (\text{遊休農地面積}) \quad \text{原則}$$

「地域集積協力金」の交付イメージ（新規集積1割要件）

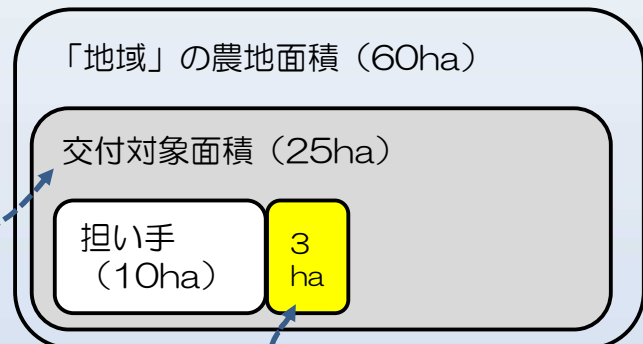
交付要件の

「交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積される」とは？

現状<例：R5.2>



事業実施年度<例：R6.2>



R5.3からR6.2末までに機構に貸し付けられた農地面積（貸付期間6年未満の農地面積等を除く）

【新たに担い手に集積】
機構に貸し付けされた日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸し付けされること。

$$\frac{\text{新たに担い手に集積される農地面積（3ha）}}{\text{交付対象面積（25ha）}} \times 100 = 12\% \quad (\text{交付要件達成})$$

「交付額」の計算

■交付額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{【交付額】} &= \text{交付対象面積} \times \text{交付単価} \\ &= 25\text{ha} \times 1.6\text{万円}/10\text{a} \quad (\text{一般地域の場合}) \\ &= 400\text{万円} \end{aligned}$$

■交付単価の計算方法

$$\text{【機構の活用率】} = \frac{\text{機構への貸付総面積（30ha）}}{\text{「地域」の農地面積（60ha）}} \times 100 = 50\%$$

	機構の活用率(累積)		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

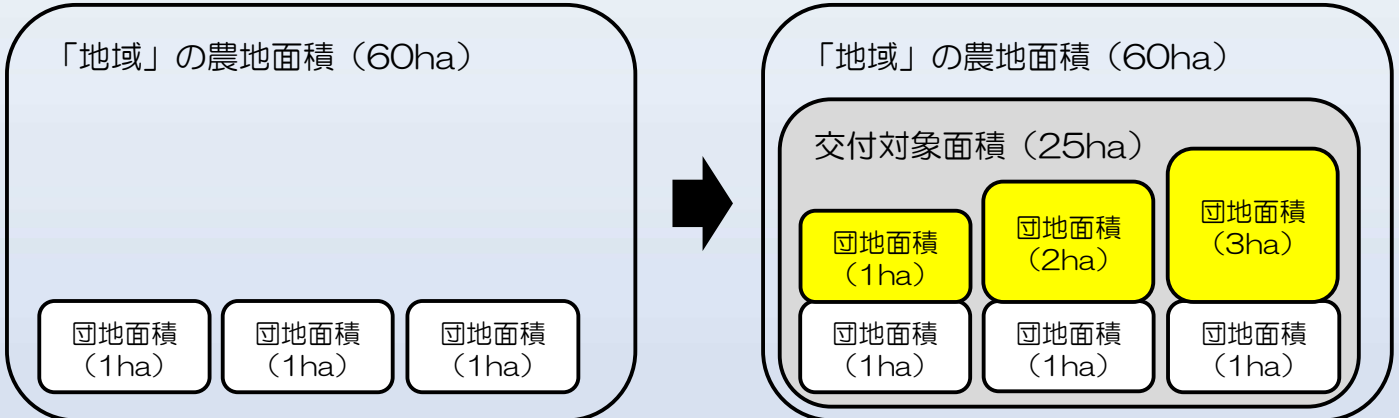
上記の交付イメージは交付要件等を簡略化して示しています。
申請にあたっては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱を十分に確認のうえ申請ください。

「地域集積協力金」の交付イメージ（団地化1割要件）

交付要件の「地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加する」とは？

現状<例：R5.2>

事業実施年度<例：R 6.2>



【交付対象面積】の考え方は前頁の「新規集積1割要件」に同じです。

$$\left(\frac{2ha + 3ha + 4ha}{60ha} \times 100 \right) - \left(\frac{1ha + 1ha + 1ha}{60ha} \times 100 \right) = 15\% - 5\% = 10\% \text{ (交付要件達成)}$$

「交付額」の計算

(R6.2末までの機構への貸付総面積が30haの場合)

■交付額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{【交付額】} &= \text{交付対象面積} \times \text{交付単価} \\ &= 25ha \times 1.6\text{万円}/10a \text{ (一般地域の場合)} \\ &= 400\text{万円} \end{aligned}$$

■交付単価の計算方法

$$\text{【機構の活用率】} = \frac{\text{機構への貸付総面積 (30ha)}}{\text{「地域」の農地面積 (60ha)}} \times 100 = 50\%$$

	機構の活用率(累積)		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

上記の交付イメージは交付要件等を簡略化して示しています。申請にあたっては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱を十分に確認のうえ申請ください。

2 集約化奨励金

対象地域

機構を活用して農地の集約化に取り組む地域



担い手の農地の集約化に取り組む地域を支援します。

(1) 交付対象地域

地域集積協力金の交付対象地域に準じます。

(2) 交付要件

以下のいずれかを満たすことが必要です（令和8年2月末までに）

- ア 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地および樹園地は0.5ha以上、以下同じ）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること
- イ 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること
- ウ 既に同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域においては、同一の耕作者が耕作する団地または独立する1筆のほ場の一か所当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること

(注) 令和8年度においても交付要件を満たさなかった場合は、集約化奨励金の返還が必要。

(3) 交付単価、交付対象面積

以下のア「交付単価」に、イ「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

ア 交付単価

	地域の団地・面積の割合		交付単価
区分1	(2)のア	10ポイント以上増加	1.0万円/10a
区分2	(2)のイ	20ポイント以上増加	3.0万円/10a
	(2)のウ	平均面積1.5倍以上	

イ 交付対象面積

機構への貸付期間が6年以上の農地で、令和5年3月から令和8年2月末までに機構から転貸された農地面積のうち、新たに団地化した面積。

(注) 「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、令和5年3月から令和8年2月末までに増加した団地面積とする。

(注) 過去に「集約化奨励金」または「地域集積協力金の集約化タイプ」の交付を受けた農地は対象外。

(注) 令和8年2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、差額の返還が必要。

地域集積協力金と集約化奨励金は、同一年度内に取り組むことが可能です。

「集約化奨励金」の交付イメージ

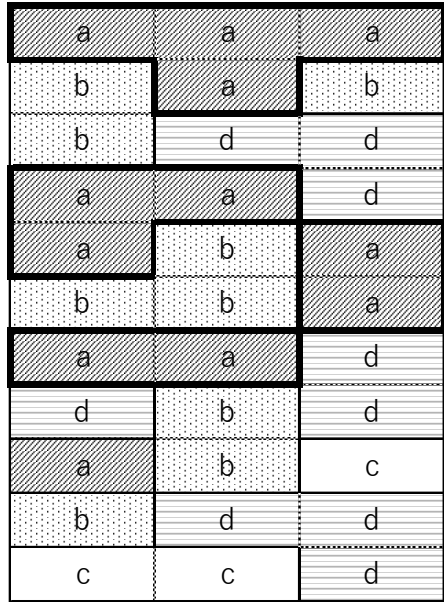
交付要件の「地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加する」とは？

取組前<例：R5.2>

地域の農地面積:9.9ha (1区画0.3ha)

a~d
耕作者

団地の定義
は、p.9参照

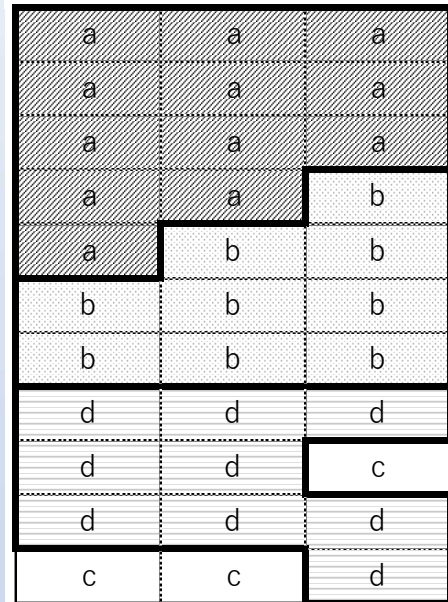


同一の耕作者の1ha以上の団地面積：3.3ha
(aの11区画)

「地域」の農地面積に占める割合
 $3.3\text{ha} \div 9.9\text{ha} = 33.3\%$

取組後<例：R8.2>

地域の農地面積:9.9ha (1区画0.3ha)



同一の耕作者の1ha以上の団地面積：9.0ha
(a+b+dの30区画)

「地域」の農地面積に占める割合
 $9.0\text{ha} \div 9.9\text{ha} = 90.9\%$

$$90.9\% - 33.3\% = 57.6\text{ポイント}$$

(交付要件達成)

【交付対象面積】

機構への貸付期間が6年以上の農地で、R5.3からR8.2末までに機構から転貸された農地面積のうち、新たに団地化した農地面積

【新たに団地化した農地面積】

同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、R5.3からR8.2末までに増加した農地面積

「交付額」の計算

■ 交付対象面積の計算方法 (耕作者ごとに計算)

$$a (3.6\text{ha} - 3.3\text{ha}) + b (2.7\text{ha} - 0\text{ha}) + c (0\text{ha} - 0\text{ha}) + d (2.7\text{ha} - 0\text{ha}) = 5.7\text{ha}$$

■ 交付額の計算方法

$$\begin{aligned} \text{【交付額】} &= \text{交付対象面積} \times \text{交付単価} \\ &= 5.7\text{ha} \times 3\text{万円}/10\text{a} \text{ (20ポイント以上増加の場合の単価)} \\ &= 171\text{万円} \end{aligned}$$

上記の交付イメージは交付要件等を簡略化して示しています。
申請にあたっては、農地集積・集約化等対策事業実施要綱を十分に確認のうえ申請ください。

3 経営転換協力金



(1) 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人または法人）

- ア 農業部門の減少により経営転換する農業者
- イ リタイヤする農業者
- ウ 農地の相続人で農業経営を行わない者

(2) 交付要件

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要です。
ただし、以下の自作地を除きます。

- ア 農業振興地域外の自作地
- イ 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地
- ウ 機構が借り受けなかった自作地および機構に貸し付けたものの返還された農地
- エ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地（農業部門の減少により経営転換する農業者の場合のみ適用）

(3) 交付単価、交付対象面積

原則、令和5年1月以降に機構に貸し付けられた農地であって、令和5年12月末までに市町に対し交付申請があった農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額を交付します。

ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても交付対象農地面積には参入しません。

交付単価	上限額
1.0万円／10a	25万円／1戸

注意

- ・ 経営転換協力金は、令和5年度までの事業になります。
- ・ 経営転換協力金は、地域集積協力金または集約化奨励金の交付申請と一体的に取り組む場合のみが交付対象となります。
つまり、機構に貸し付けられた農地の全部または一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に地域集積協力金または集約化奨励金の交付申請を行う地域に含まれる必要があります。
- ・ 当該協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に交付要件を満たさなくなったことが明らかになった場合は、協力金の返還が必要です。

4 令和5年度の配分基準

(1) 配分基準策定の考え方

機構集積協力金交付事業は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえつつ、機構を活用した担い手への農地集積・集約化の加速化に資する観点から定めています。

(2) 機構集積協力金の交付を優先する地域および農地所有者

以下の表に基づき、交付要件を満たす地域および農地所有者ごとに配分順位を定め、国から配分された予算の範囲内で配分順位の高い地域または農地所有者から優先して機構集積協力金を交付します。

従いまして、令和5年度の機構集積協力金の交付要件を満たした地域または農地所有者であっても、配分基準に基づく配分順位が低い地域または農地所有者は、交付金の交付を受けることができない場合があります。

表 交付を優先する協力金、地域または農地所有者の区分

優先順位	協力金の種類	地域または農地所有者	同一順位内において協力金の交付を優先する地域または農地所有者
1位	地域集積協力金	<u>中山間地農業ルネッサンス事業</u> 実施地域	中山間地域における、「 <u>機構の活用率(累積)</u> 」が <u>高い地域</u>
2位		上記以外の地域	<u>「機構の活用率(累積)」が高い地域</u>
3位	集約化奨励金	<u>中山間地農業ルネッサンス事業</u> 実施地域	中山間地域における、「 <u>団地面積の割合</u> 」が <u>高い地域</u>
4位		上記以外の地域	<u>「団地面積の割合」が高い地域</u>
5位	経営転換協力金	経営転換協力金の交付要件を満たす農地所有者	<u>「新たに担い手に集積される」農地面積が大きい農地所有者</u> (「新たに担い手に集積される」農地面積が0の場合は交付対象農地面積が大きい農地所有者)

5 用語説明

※【担い手】

認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営を指します。

※基本構想水準到達者

農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体

※集落営農経営（以下のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営）

- ・農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体
- ・複数の農業者により構成される農作業受託組織であって組織の規約を定め対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

※【新たに担い手に集積される】 地域集積協力金関係

機構に貸し付けられた日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手に貸し付けされること。

※【中山間地域】

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域であって、農林統計上用いられている地域区分の中間農業地域または山間農業地域に該当する地域。

※【団地】

以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地。

- ・畦畔で接続する農地
- ・農道または水路等を挟んで接続する農地
- ・各々一隅で接続する農地
- ・段状に接続する農地
- ・借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

※【自作地】 経営転換協力金関係

交付対象者または交付対象者の世帯員等が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作または適正な管理を行っていた農地。